

○国立大学法人埼玉大学役員退職手当規則

〔平成16年4月1日
規則第102号〕

改正 平成16. 9. 2 16規則160 平成17. 6. 30 17規則40
平成18. 6. 29 18規則120 平成19. 4. 1 19規則25
平成20. 3. 1 19規則96 平成20. 5. 21 20規則47
平成22. 3. 29 22規則8 平成25. 1. 24 24規則60

(目的)

第1条 この規則は、本学の役員（非常勤の役員を除く。以下同じ。）が退職（死亡及び解任された場合を含む。以下同じ。）した場合の退職手当の支給に関する事項を定めることを目的とする。

(退職手当の支払)

第2条 退職手当は、法令に別段の定めがある場合を除き、その全額を現金で、直接本人（死亡による退職の場合はその遺族）に支払わなければならない。ただし、支給を受けるべき者の申し出に基づき、その者の名義の預金口座への振込により支払うことができる。

2 退職手当は、役員が退職した日から起算して1月以内に支払わなければならない。ただし、死亡により退職した者に対する退職手当の支給を受けるべき者を確認することができない場合その他特別の事情がある場合は、この限りでない。

3 次条第2項の規定を適用した場合において、業務評価の結果が確定していない年度があるときは、その年度に係る業務評価の結果を勘案して学長が増額又は減額する分については、前2項の規定にかかわらず当該業務評価の結果が確定した後速やかに支払うものとする。

4 役員が国立大学法人埼玉大学役員規則第7条第3項及び4項の規定により解任されたとき（同条第3項1号の規定により解任された場合を除く。）は、当該役員（当該役員が死亡したときは、当該退職に係る退職手当の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、当該退職をした者が占めていた職の職務及び責任、当該退職をした者の勤務の状況、当該退職をした者が行った非違の内容及び程度、当該非違に至った経緯、当該非違後における当該退職をした者の言動、当該非違が本学の業務の遂行に及ぼす支障の程度並びに当該非違が本学の業務に対する社会の信頼に及ぼす影響を勘案して当該退職手当の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

(退職手当の額)

第3条 退職手当の額は、役員が在職した各事業年度ごとの在職期間一月につき、退職の日におけるその者の本給月額に100分の10.875の割合を乗じて得た額とする。ただし、第8条の規定により引き続き在職したものとみなされた者の退職手

当の額は、異なる役職ごとの在職期間（以下「役職別期間」という。）一月につき、退職の日における当該異なる役職ごとの本給月額に100分の10.875の割合を乗じて得たそれぞれの額の合計額とする。

- 2 前項の役員に対する退職手当の額については、役員としての在職期間における文部科学省国立大学法人評価委員会が行う業務評価の結果及びその者の業績を勘案し、経営協議会の議を経て、学長がこれを増額し、又は減額することができる。
（在職期間及び役職別期間の計算）

第4条 在職期間及び役職別期間の月数の計算については、任命の日から起算して暦に従って計算するものとし、一月に満たない端数（以下「端数」という。）を生じたときは、これを一月と計算するものとする。

- 2 前条第1項ただし書の規定による場合において、役職別期間の合計月数が、前項の規定により計算した在職期間の在職月数をこえるときは、役職別期間のうち、端数の少ない在職月数から当該超える月数に達するまで順次一月を減ずるものとし、この場合において、端数が等しいときは、後の役職別期間の在職月数から同様に一月を減ずるものとする。
（教職員との在職期間の通算）

第5条 役員が、引き続いて教職員（常時、勤務に服することを要しない者を除く。以下同じ。）となったときは、この規定による退職手当は、支給しない。

- 2 教職員が、引き続いて役員となった場合におけるその者の役員としての引き続いた在職期間には、その者の引き続いた教職員としての在職期間を含むものとする。
（国家公務員として在職した後引き続いて役員となった者に対する退職手当に係る特例）

第6条 役員のうち、学長の要請に応じ、引き続いて国家公務員（国家公務員退職手当法（以下「退職手当法」という。）第2条第1項に規定する職員をいう。以下同じ。）となるため退職をし、かつ、引き続き国家公務員として在職した後引き続いて再び役員となった者の在職期間の計算については、先の役員としての在職期間の始期から後の役員としての在職期間の終期までの期間は、役員としての引き続いた在職期間とみなす。

- 2 前項の規定による場合において、国家公務員として在職した期間の第3条の適用に係る本給月額については、国家公務員として在職した期間の役職等を勘案し、学長が別に定める。
- 3 国家公務員が、国の機関の要請に応じ、引き続いて役員となるため退職をし、かつ、引き続いて役員となった場合におけるその者の役員としての引き続いた在職期間には、その者の国家公務員としての引き続いた在職期間を含むものとする。

4 役員が第1項の規定に該当する退職をし、かつ、引き続いて国家公務員となった場合、又は第3項の規定に該当する役員が退職し、かつ、引き続いて国家公務員となった場合においては、別に定める場合を除き、この規定による退職手当は、支給しない。

5 第3項の規定に該当する役員のうち前項に該当する者以外の者が退職した場合の退職手当の額については、第3条の規定にかかわらず、当該退職の日に国家公務員に復帰し国家公務員として退職したと仮定した場合の、第3項の役員としての在職期間（国家公務員として引き続いた在職期間を含む。）を退職手当法第7条に規定する在職期間とみなし同法の規定を準用して計算した退職手当の額に相当する額とする。この場合における当該退職の日における本給月額、当該役員が第3項に規定する役員となるため国家公務員を退職した日における国家公務員としての本給月額を基礎として、当該役員としての在職期間を勘案し、学長が別に定める。

（教職員の在職期間を有する役員の退職手当の額の特例）

第7条 第5条第2項の役員が退職した場合の退職手当の額は、役員退職時の給与を基礎に、教職員の在職期間と引き続いた役員の在職期間を通算し、国立大学法人埼玉大学教職員退職手当規則（以下「教職員退職手当規則」という。）の支給率を乗じて得た額に教職員退職手当規則の定める退職手当の調整額を加えた額とする。なお、役員の在職期間には、第3条の業績評価を反映させるものとする。

（再任等の場合の取扱い）

第8条 役員が、任期満了の日又はその翌日において再び同一の役職の役員に任命されたときは、引き続き在職したものとみなす。任期満了の日以前又は任期満了の日の翌日において、役職を異にする役員に任命されたときも同様とする。

（退職手当の支給制限等の取扱い）

第9条 退職手当の支給制限等の取扱いについては、教職員退職手当規則第14条第2項から同規則第20条までの規定を準用する。この場合において「教職員」とあるのは「役員」と、「懲戒解雇等処分」とあるのは「国立大学法人埼玉大学役員規則第7条第3項第2号及び第4項の規定による解任」と読み替えるものとする。

（遺族の範囲及び順位）

第10条 第2条に規定する遺族は、次に掲げる者とする。

- (1) 配偶者（婚姻の届出をしないが、役員の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）
- (2) 子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹で役員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していた者
- (3) 前号に掲げる者の外、役員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持

していた親族

(4) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で第2号に該当しない者

2 前項に掲げる者が退職手当を受ける順位は、前項各号の順位により、第2号及び第4号に掲げる者のうちにあつては、同号に掲げる順位による。この場合において、父母については、養父母を先にし実父母を後にし、祖父母については、養父母の父母を先にし実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし父母の実父母を後にする。

3 退職手当の支給を受けるべき同順位の者が2人以上ある場合には、その人数によって等分して支給する。

(遺族からの排除)

第11条 次に掲げる者は、退職手当の支給を受けることができる遺族としない。

(1) 役員を故意に死亡させた者

(2) 役員の死亡前に、当該役員の死亡によって退職手当の支給を受けることができる先順位又は同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者

(実施細則)

第12条 この規則の実施に関し必要な事項については、学長が別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成16. 9. 2 16規則160)

この規則は、平成16年9月2日から施行する。

附 則 (平成17. 6. 30 17規則40)

この規則は、平成17年7月1日から施行する。

附 則 (平成18. 6. 29 18規則120)

この規則は、平成18年6月29日から施行する。

附 則 (平成19. 4. 1 19規則25)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成20. 3. 1 19規則96)

この規則は、平成20年3月1日から施行する。

附 則 (平成20. 5. 21 20規則47)

この規則は、平成20年5月21日から施行する。ただし、平成19年度末に退職した者に係る退職手当の支払いについては、第2条第2項の規定にかかわらず、この規則施行後速やかに支払うものとする。

附 則 (平成22. 3. 29 22規則8)

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成25. 1. 24 24規則60)

(施行期日)

1 この規則は、平成25年2月1日から施行する。

(退職手当に関する経過措置)

2 平成25年2月1日から平成26年6月30日までの間における第3条第1項の規定の適用については、次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1) 平成25年2月1日～平成25年9月30日まで 「100分の10.875」とあるのは「100分の12.25」とする。

(2) 平成25年10月1日～平成26年6月30日まで 「100分の10.875」とあるのは「100分の11.5」とする。